

児童会利用承認申請書
(再利用・変更届)

令和3年度

変更を届け出る場合は、下記のうち該当するものを○で囲んでください。

利用期間・利用時間・住所・保護者
氏名・世帯員・その他()

利用期間と利用時間の変更は裏面の記入が必要。
それ以外の変更は裏面への記入は不要です。

丸亀市教育委員会 様

年 月 日

〒

保護者住所

ふりがな
氏名 (印)

固定電話 () - () - ()

携帯電話 () - () - ()

1 児童会の利用について、下記のとおり申請します。
なお、入会の事務に必要な住民登録の調査を承諾します。

入会を希望する児童会名
青い鳥教室

【 入会児童 】

氏名 (ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男 ・ 女	年 組

【 同一世帯内で、同時に児童会を利用する児童 】

氏名 (ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男 ・ 女	年 組
		年 月 日	男 ・ 女	年 組

【 世帯員 (同居者) 】

同居者のうち、【入会児童】と【同一世帯内で、同時に児童会を利用する児童】を除く全員について記入してください。

氏名	入会児童との続柄	児童会を利用する理由に○を付け、それを証明する書類を提出してください。
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定または在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定または在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定または在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定または在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定または在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)

【 緊急連絡先 】

連絡順位	保護者等氏名	入会児童との続柄	連絡先 (会社名等)・電話番号	備考
1			連絡先 : 電話番号 :	
2			連絡先 : 電話番号 :	

再利用の場合 … 再度利用する日から利用を終了する日までを記入してください。
時間変更の場合 … 利用時間を変更する日から利用を終了する日までを記入してください。
期間変更の場合 … 利用期間を延長する場合は、今年度に利用を開始した日から利用を終了する日までを記入してください。

2 利用を希望する期間

(日曜日や祝日など、児童会の休室日を除き、実際に利用を希望する期間の開始日と終了日を記入してください。)

(年 月 日 ~ 年 月 日)

3 上記の利用を希望する期間のうち、利用する月ごとの利用区分を選び、○を付けてください。

利用する月 利用区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校がある日と8月	(1) 午後5時まで利用 3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	(2) 午後6時まで利用 4,000円	4,000円	4,000円	3,000円	7,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	(3) 午後7時まで利用 5,000円	5,000円	5,000円	4,000円	8,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
長期休業と土曜日	(4) 長期休業期間利用 1,500円	/	/	3,500円	/	/	/	/	1,000円	1,000円	/	1,500円
	(5) 土曜日利用 1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

令和3年度の長期休業で利用可能な期間(土曜、日曜、祝日を除く)は、下表のとおりです。
 なお、土曜日の利用区分に○を付けていない場合、土曜日の利用はできません。

4月	4月1日から4月5日	学年始休業日
7月	7月21日から7月30日	夏季休業日
8月	8月2日から8月31日(13~15日を除く)	
12月	12月27日から12月28日	冬季休業日
1月	1月4日から1月6日	
3月	3月25日から3月31日	学年末休業日

【保育料について】

①学校がある日と、8月を利用する場合

利用時間に応じて、利用する月の(1)(2)(3)いずれかの料金となります。

②長期休業期間および土曜日を利用する場合

長期休業期間または、土曜日のみ利用する場合は(4)または(5)の料金となります。

長期休業期間と土曜日の両方を利用する場合は、利用する月の(4)+(5)が保育料となります。

③学校がある日と長期休業期間および土曜日を利用する場合

学校がある日と学校が無い日を利用する場合は、利用に応じて(1)(2)(3)いずれかの料金に、(4)(5)の料金を加算した金額が、利用する月の保育料となります。

例えば、4月は午後5時までの利用時間を選び、長期休業期間と土曜日を利用する場合は、午後5時まで3,000円+長期休業期間1,500円+土曜日1,500円となります。

利用する月の○を付けた料金の合計金額が、その月の保育料になります。